

平成29（2017）年度

財 政 白 書

平成31（2019）年3月

上三川町企画課

はじめに

この財政白書は、上三川町の平成29（2017）年度の普通会計の決算収支、歳入や歳出の状況についての説明資料として、平成29年度地方財政状況調査表を基に作成しています。

目次

1	普通会計決算の概要	
	(1) 平成29（2017）年度決算の特徴	1
	(2) 決算収支	2
2	歳入の状況	3
3	歳出の状況	
	(1) 目的別歳出	8
	(2) 性質別歳出	10
4	地方債の状況	13
5	債務負担行為の状況	15
6	積立金の状況	16
7	主な財政指標	
	(1) 標準財政規模	18
	(2) 財政力指数	19
	(3) 経常収支比率	20
	(4) 健全化判断比率等	21

1 普通会計決算の概要

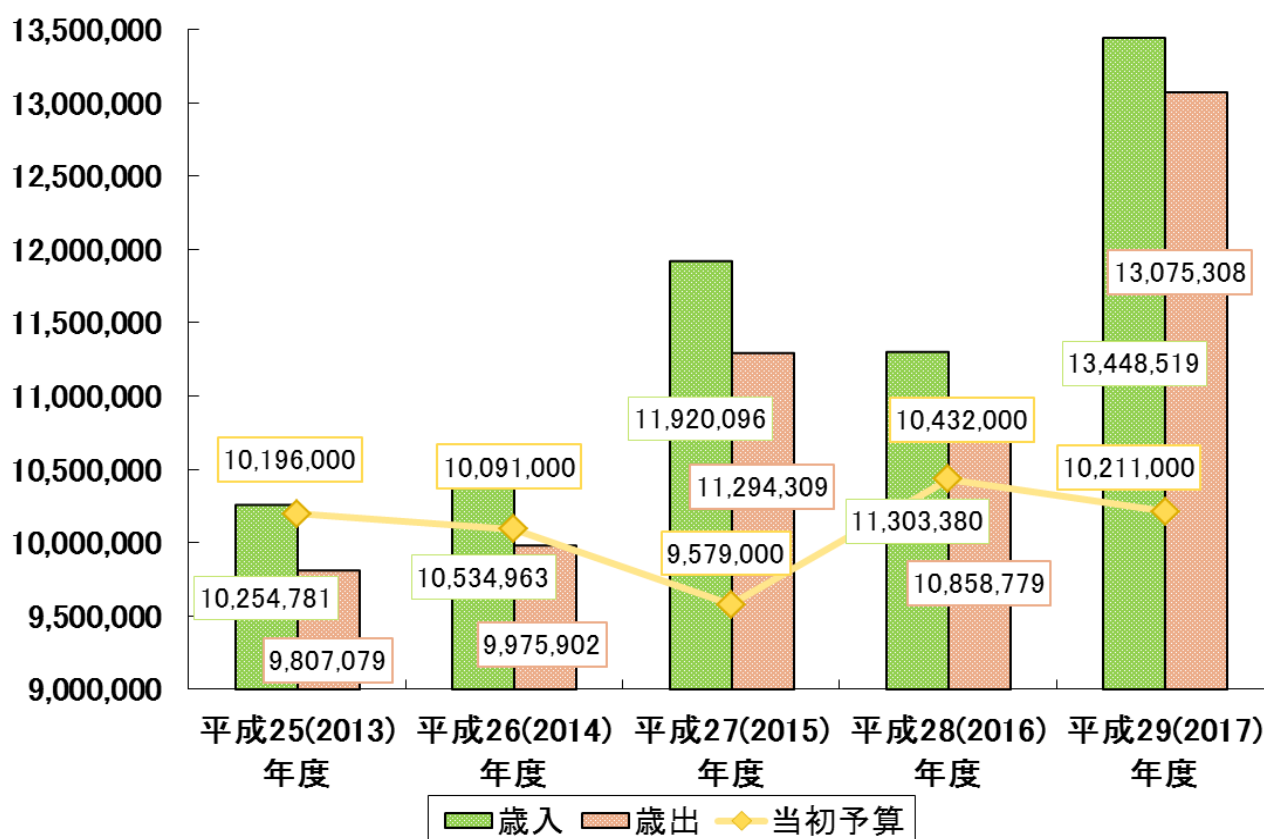
(1) 平成29(2017)年度決算の特徴

平成29(2017)年度は法人町民税収入の増収【6ページ参照】があり、その増収の増額分を主に基金への積立【16ページ参照】として支出したことにより、歳入歳出決算額とも例年を大きく上回り、130億円を越す額となっています。

一方、普通交付税については前年度の増収の影響を受けるため、7年ぶりに普通交付税の不交付団体となった平成28(2016)年度に対し、平成29(2017)年度は再び普通交付税の交付団体となりました。

第1図 決算規模の推移

(単位：千円)



ことばの意味

- ★普通会計・・・普通会計とは、財政分析に使われる会計の区分で総務省の定める基準です。現在、当町で普通会計に当てはまるものは、『一般会計』のみとなります。
- ★一般会計・・・町行政の運営の基本となる会計で、町会計の中心となる会計です。なお、この財政白書上の各数値は、一般会計における集計値となります。
- ★特別会計・・・特定の事業を行うために、『一般会計』と区別して経理する会計です。当町では、『国民健康保険事業特別会計』、『介護保険事業特別会計』、『後期高齢者医療特別会計』、『公共下水道事業特別会計』、『農業集落排水事業特別会計』の5つの特別会計があります。
- ★公営企業会計・・・『一般会計』とは区別される、民間企業と同様な独立採算制をとっている事業会計のことで、当町では『水道事業会計』が該当となります。

(2) 決算収支

第1表 普通会計決算総括表

(単位：千円、%)

区 分	平成29(2017)年度			平成28(2016)年度	
	金額	増減額	増減率	金額	増減額
	(a)	(a-b)		(b)	27年度比
1 歳入総額	13,448,519	2,145,139	19.0	11,303,380	△ 616,716
2 歳出総額	13,075,308	2,216,529	20.4	10,858,779	△ 435,530
3 形式収支(1-2)	373,211	△ 71,390	△ 16.1	444,601	△ 181,186
4 翌年度に繰り越すべき財源	12,495	△ 150,531	△ 92.3	163,026	105,263
5 実質収支(3-4)	360,716	79,141	28.1	281,575	△ 286,449
6 単年度収支	79,141	365,590	127.6	△ 286,449	△ 350,406
7 積立金	1,607,460	1,419,343	754.5	188,117	△ 1,472,195
8 繰上償還金	0	0	0.0	0	0
9 積立金取崩額	0	△ 1,147,637	皆減	1,147,637	1,147,637
10 実質単年度収支(6+7+8-9)	1,686,601	2,932,570	235.4	△ 1,245,969	△ 2,970,238

第2表 決算収支の推移

(単位：千円、%)

年度	歳 入		歳 出		実 質 収 支		単年度収支	実質単年度収支
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率		
平成29(2017)年度	13,448,519	19.0	13,075,308	20.4	360,716	28.1	79,141	1,686,601
平成28(2016)年度	11,303,380	△ 5.2	10,858,779	△ 3.9	281,575	△ 50.4	△ 286,449	△ 1,245,969
平成27(2015)年度	11,920,096	13.1	11,294,309	13.2	568,024	12.7	63,957	1,724,269
平成26(2014)年度	10,534,963	2.7	9,975,902	1.7	504,067	21.3	88,392	7,570
平成25(2013)年度	10,254,781	△ 3.2	9,807,079	△ 3.0	415,675	△ 14.1	△ 68,218	△ 144,680

平成29(2017)年度は歳入・歳出ともに、町税収入増の影響を大きく受け、例年と比べ決算規模が大きくなっています。

また、町税収入増により、財政調整基金【16ページ参照】の取崩し(『積立金取崩額』)は行わず、その剰余金については、主に基金へ積み増した(『積立金』)ことにより、『単年度収支』および『実質単年度収支』はいずれも黒字決算となっております。

ことばの意味

★実質収支・・・ 「形式収支」から「翌年度に繰り越すべき財源」を差し引いたもの。
ここが赤字になると、いわゆる『赤字団体』とされます。

★単年度収支・・・ 「当年度の実質収支」から「前年度の実質収支」を差し引いたもの。
前年度から引き継がれた収入・支出を除き、当該年度だけの収支を明らかにします。

★実質単年度収支・・・ 単年度収支の中からさらに、財政調整基金への積立金や取り崩した額などを増減し、計算したものです。

2 歳入の状況

第3表 歳入決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成29(2017)年度				平成28(2016)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 地方税	8,523,139	63.4	2,797,271	48.9	5,725,868	50.7
2 地方譲与税	141,967	1.1	△ 197	△ 0.1	142,164	1.3
3 利子割交付金	6,313	0.0	2,942	87.3	3,371	0.0
4 配当割交付金	19,250	0.1	6,316	48.8	12,934	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	20,436	0.2	12,973	173.8	7,463	0.1
6 地方消費税交付金	618,647	4.6	33,855	5.8	584,792	5.2
(1) 地方消費税	376,456	2.8	20,596	5.8	355,860	3.1
(2) 社会保障財源化分	242,191	1.8	13,259	5.8	228,932	2.0
7 自動車取得税交付金	39,373	0.3	5,737	17.1	33,636	0.3
8 地方特例交付金	25,233	0.2	3,705	17.2	21,528	0.2
9 地方交付税	412,294	3.1	371,043	899.5	41,251	0.4
(1) 普通交付税	304,495	2.3	304,495	皆増	0	0.0
(2) 特別交付税	107,799	0.8	66,548	161.3	41,251	0.4
10 交通安全対策特別交付金	3,702	0.0	△ 98	△ 2.6	3,800	0.0
小計(一般財源)	9,810,354	72.9	3,233,547	49.2	6,576,807	58.2
11 分担金及び負担金	116,378	0.9	7,070	6.5	109,308	1.0
12 使用料及び手数料	69,442	0.5	2,703	4.1	66,739	0.6
13 国庫支出金	1,404,240	10.4	205,189	17.1	1,199,051	10.6
14 県支出金	977,433	7.3	143,146	17.2	834,287	7.4
15 財産収入	12,272	0.1	△ 5,050	△ 29.2	17,322	0.2
16 寄付金	31,907	0.2	20,865	189.0	11,042	0.1
17 繰入金	34,751	0.3	△ 1,245,372	△ 97.3	1,280,123	11.3
18 繰越金	444,601	3.3	△ 181,186	△ 29.0	625,787	5.5
19 諸収入	44,241	0.3	△ 21,973	△ 33.2	66,214	0.6
20 地方債	502,900	3.7	△ 13,800	△ 2.7	516,700	4.6
小計(特定財源)	3,638,165	27.1	△ 1,088,408	△ 23.0	4,726,573	41.8
歳入合計	13,448,519	100.0	2,145,139	19.0	11,303,380	100.0
自主財源(1+11+12+15~19)	9,276,731	69.0	1,374,328	17.4	7,902,403	69.9
依存財源(2~10+13+14+20)	4,171,788	31.0	804,666	23.7	3,400,977	30.1

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『地方税』の増収【6ページ参照】により、財政調整基金や町債管理基金を取り崩さなかったことから『繰入金』は減額となっております。

前年度は普通交付税の不交付団体であったのに対し、平成29(2017)年度は交付団体となったことから、『普通交付税』は皆増【304,495千円】となりました。

『国庫支出金』では、保育所等整備交付金【163,050千円】や小中学校の空調設備整備に伴う交付金【171,779千円】等により増額となっております。

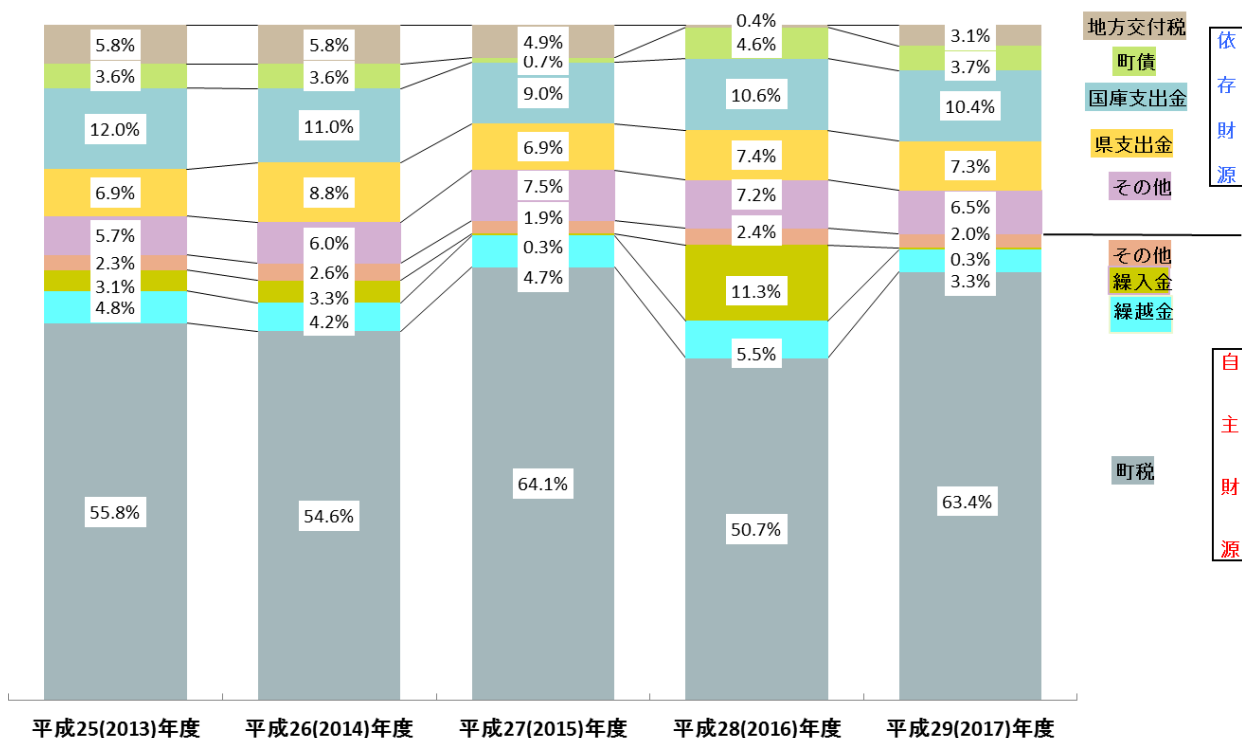
『県支出金』では、高齢者福祉施設等整備に伴う交付金【143,400千円】等により増額となっております。

自主財源、依存財源とも額が前年度より大きく増額となっておりますが、その比率は前年度と大きな変化は見られず、今後も、国や県からの交付金等は欠かせない財源であると言えます。

ことばの意味

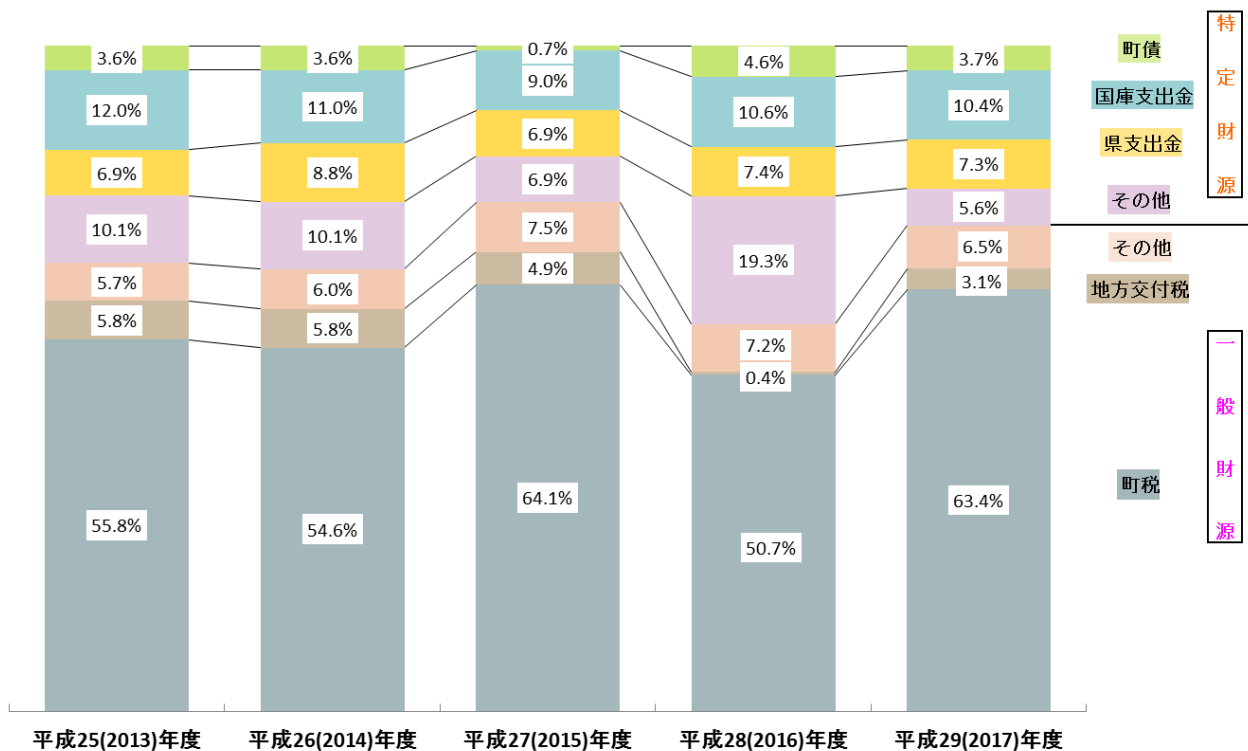
- ★地方譲与税・・・ 国税の一部から町に譲与されるお金。道路の延長や面積を基準に交付される地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税があります。
- ★〇〇〇交付金・・・ 皆さんが納めている国税（消費税や所得税など）や県税（自動車取得税）から、町に配分されてくる税金。
- ★地方交付税・・・ 全国の市町村で同じ行政サービスが受けられるように、国から配分されるお金。普通交付税と特別交付税の2種類があります。
- ★国庫／県支出金・・・ 特定の事業実施のため、その使い道が指定されて、国や県から渡されるお金。
- ★財産収入・・・ 町有地の払い下げによる収入や基金（貯金）の利子収入。
- ★繰入金・・・ 積み立てていた基金（貯金）を取り崩して、予算に繰り入れるお金。
- ★繰越金・・・ 前年度決算により残ったお金。
- ★地方債・・・ 町が事業を行う場合に、その不足資金を調達するために、長期間、銀行などから借り入れるお金。借金（ローン）のこと。
- ★特定財源・・・ その使い道が決められている財源。
- ★一般財源・・・ どのような経費にも使える財源。
- ★依存財源・・・ 国や県の基準等により交付される財源。
- ★自主財源・・・ 町が自主的に調達できる財源。

第2図 歳入構成の推移(その1)



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

第3図 歳入構成の推移(その2)



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

第4表 町税の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成29(2017)年度				平成28(2016)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
一 普通税	8,303,195	97.4	2,795,857	50.8	5,507,338	96.2
(1) 市町村民税	4,899,408	57.5	2,783,757	131.6	2,115,651	36.9
(7) 個人分	1,731,523	20.3	39,115	2.3	1,692,408	29.6
(4) 法人分	3,167,885	37.2	2,744,642	648.5	423,243	7.4
(2) 固定資産税	3,039,734	35.7	22,954	0.8	3,016,780	52.7
(7) 純固定資産税	3,036,308	35.6	22,954	0.8	3,013,354	52.6
① 土地	1,005,617	11.8	△ 9,806	△ 1.0	1,015,423	17.7
② 家屋	1,081,508	12.7	23,162	2.2	1,058,346	18.5
③ 償却資産	949,183	11.1	9,598	1.0	939,585	16.4
(4) 交付金	3,426	0.0	0	0.0	3,426	0.1
(3) 軽自動車税	82,609	1.0	3,376	4.3	79,233	1.4
(4) 市町村たばこ税	281,444	3.3	△ 14,230	△ 4.8	295,674	5.2
二 目的税	219,944	2.6	1,414	0.6	218,530	3.8
(1) 都市計画税	219,944	2.6	1,414	0.6	218,530	3.8
合 計	8,523,139	100.0	2,797,271	48.9	5,725,868	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

町税収入は前年度比で大きく増額となっています。

特に、『市町村民税』のうち「法人分」について、町内大企業からの納付により大幅な増収がありました。

『固定資産税』では、「土地」において引き続き見られる土地の下落傾向から減額となりました。一方「家屋」においては新築の影響により増額となりました。「償却資産」においても、企業の新たな設備投資により増額となっています。

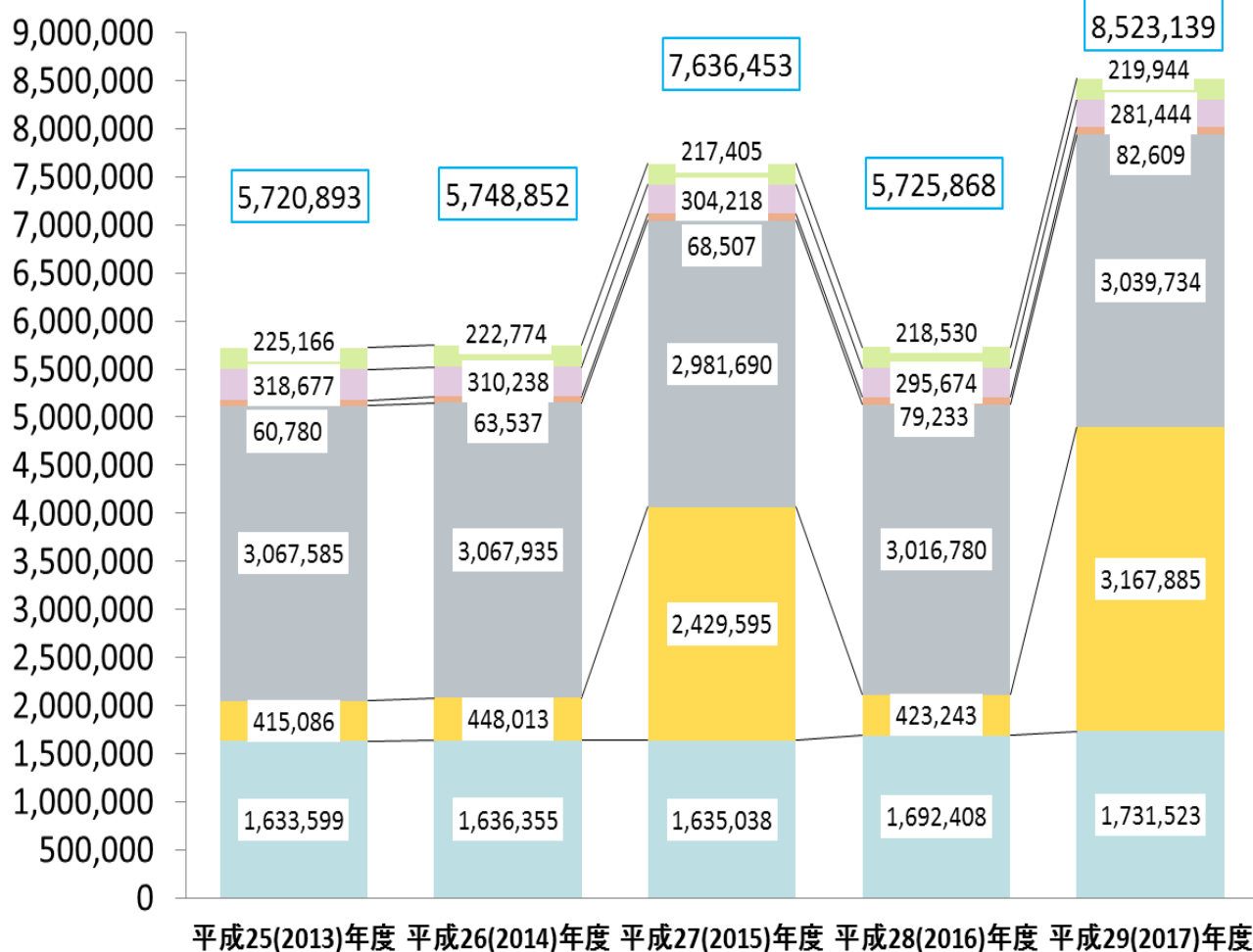
『市町村たばこ税』については、売上本数の減少【▲約301万本】により前年度比減額になっています。

『軽自動車税』については、平成28(2016)年度において税率改正(標準税率の引上げ及び最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等「経年車重課」の導入等)がありました。経年車重課対象軽自動車等の増を受け、前年度比増額になっています。

『市町村民税』収入は、景気の動向に大きく左右され、特に「法人分」については顕著に数値に現れてくるものです。一方で、『固定資産税』は一定額の収入が見込めることから、町税収入の根幹となっています。

第4図 町税収入の推移

(単位：千円)



■ 個人住民税 ■ 法人住民税 ■ 固定資産税 ■ 軽自動車税 ■ たばこ税 ■ 都市計画税

※ 端数処理の関係で、合計が合わないことがあります。

当町の特徴として、平成27(2015)年度と平成29(2017)年度のように町内大企業からの法人住民税収入の多寡が、そのまま町税収入全体の増減にも大きく影響しています。

各税目について、『個人住民税』においては、増額傾向がみられています。

『固定資産税』において、平成27(2015)年度が評価替え年度(3年毎)にあたりました。次回は平成30(2018)年度となります。近年では、土地の評価下落および家屋の減価償却により、前年度より減収する傾向となっています。

『都市計画税』の課税対象となる土地と家屋(市街化区域内)も、固定資産税における評価額を元に算出しているため、固定資産税の収入割合と同様の推移をたどることになります。

『軽自動車税』の平成28(2016)年度以降の増額は、前述の税制改正によるものです。

『たばこ税』は、売上本数が年々減少しており、税収の減少傾向がみられています。

3 歳出の状況

目的別歳出

歳出を分類する場合、「目的別」・「性質別」の2種類で分類することが出来ます。「目的別」では行政目的（仕事の内容）で分類するので、町の仕事のどの分野に重点的にお金がかけられているかが分かります。

第5表 目的別歳出決算額の状況

(単位：千円、%)

区	分	平成29(2017)年度				平成28(2016)年度	
		決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1	議会費	118,354	0.9	1,788	1.5	116,566	1.1
2	総務費	3,482,450	26.6	1,767,738	103.1	1,714,712	15.8
3	民生費	3,755,983	28.7	362,234	10.7	3,393,749	31.3
4	衛生費	961,715	7.4	23,196	2.5	938,519	8.6
5	労働費	100	0.0	21	26.6	79	0.0
6	農林水産業費	536,392	4.1	73,571	15.9	462,821	4.3
7	商工費	70,952	0.5	5,970	9.2	64,982	0.6
8	土木費	1,209,309	9.2	125,918	11.6	1,083,391	10.0
9	消防費	591,323	4.5	△ 38,221	△ 6.1	629,544	5.8
10	教育費	1,532,690	11.7	△ 112,712	△ 6.9	1,645,402	15.2
11	災害復旧費	5,697	0.0	△ 18,416	△ 76.4	24,113	0.2
12	公債費	810,343	6.2	25,442	3.2	784,901	7.2
13	諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計		13,075,308	100.0	2,216,529	20.4	10,858,779	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

増加額の大きい『総務費』について、増加の原因は財政調整基金への積立金【1,607,460千円】、町債管理基金への積立金【700,444千円】及び公共施設等総合管理基金への積立金【200,000千円】が支出として計上されていること、また、庁舎耐震補強工事【19,440千円】等の実施によるものです。

『民生費』は、社会保障に要する経費が年々上昇傾向にあることに加え、高齢者福祉施設整備事業補助【143,400千円】及び大山保育所整備事業補助【163,050千円】により前年度比増額となっています。

『農林水産業費』は、農業基盤整備促進事業【+21,090千円】及び産地パワーアップ事業【13,536千円】により前年度比増額となっています。

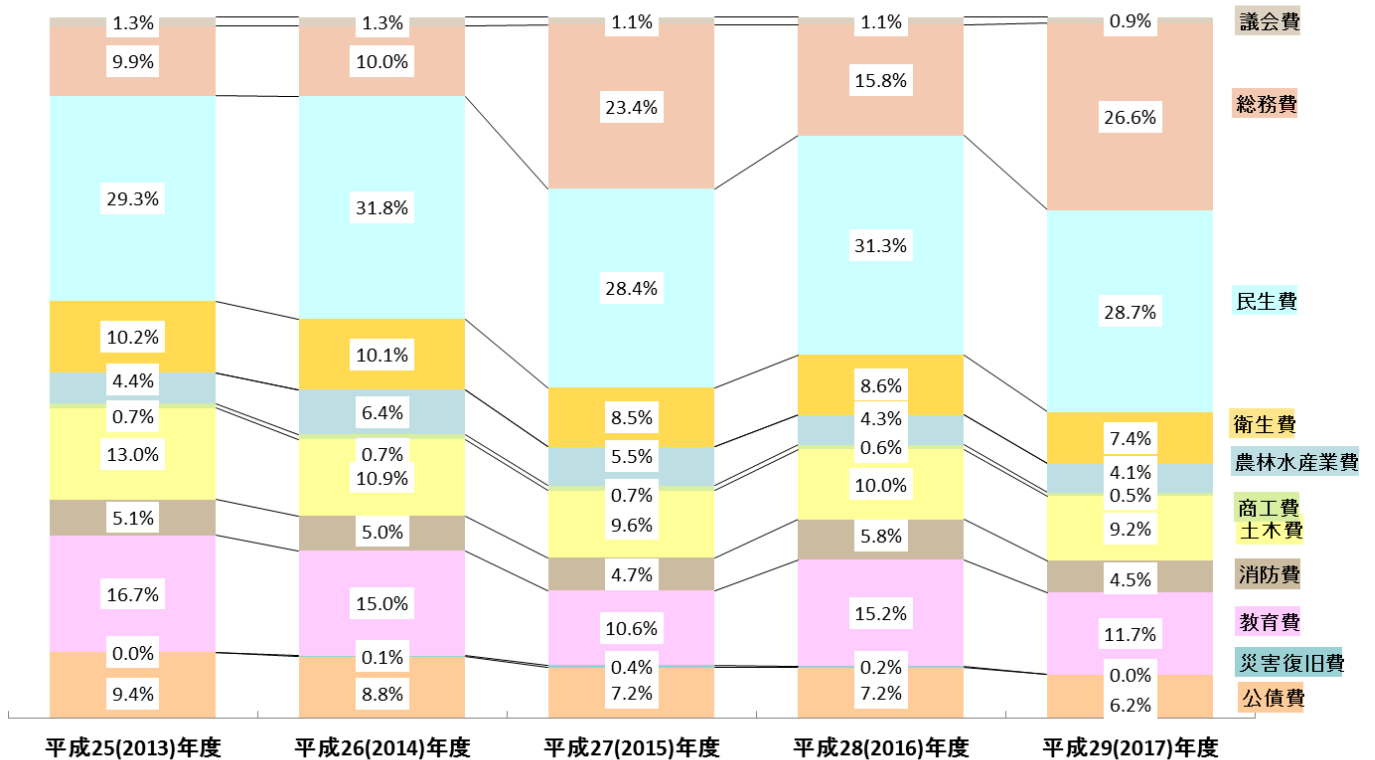
『土木費』は、富士山地区市街地整備事業【+73,111千円】及び道路整備事業【+48,597千円】により前年度比増額となっています。

『消防費』は、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度にかけて実施した防災行政無線整備事業が終了となりました。平成29(2017)年度は消防団員詰所建設【40,118千円】や消防車両更新【17,010千円】を実施しましたが、前年度比減額となっています。

『教育費』は、平成28(2016)年度までの継続事業として実施した上三川小学校体育館新築事業の終了により前年度比減額となっています。

構成比の割合では、上位3項目は『民生費』・『総務費』・『教育費』の順になります。『民生費』については、障害者自立支援法や児童福祉法等の改正に伴い、その対象者や支援項目等が増加していることもあって、事業費総額および構成費割合はともに年々拡大しています。また、『教育費』については、小中学校の空調設備整備事業【509,598千円】の実施により、依然高い構成比を示しております。

第5図 目的別歳出構成の推移



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

ことばの意味

- ★議会費・・・議員報酬等の議会運営に要する費用。
- ★総務費・・・税金徴収や戸籍事務、まちづくり等のために要する費用。
- ★民生費・・・保育所の運営等の子育て支援や高齢者・障がい者の生活支援等に要する費用。
- ★衛生費・・・健康診査や予防接種、ゴミ収集等に要する費用。
- ★農林水産業費・・・上三川町農業公社への補助など、農業振興のために要する費用。
- ★商工費・・・上三川町商工会への補助など、中小企業の振興のために要する費用。
- ★土木費・・・道路や橋、公園等の管理および整備に要する費用。
- ★消防費・・・石橋地区消防組合への負担金や町消防団の運営等に要する費用。
- ★教育費・・・学校教育や幼稚園の運営、スポーツ・文化振興等に要する費用。
- ★災害復旧費・・・地震や台風等の自然災害の対応に要する費用。
- ★公債費・・・地方債（借金）返済のための費用。

(2) 性質別歳出

「性質別」では人件費や物件費といった経済的性質に分類することで、財政の健全度等を把握することが出来ます。

「義務的経費」とは、支出することが制度的に義務づけられていて、削減のしにくい経費のことです。この割合が大きくなっていくと財政運営が硬直化傾向にあるとされます。

また、「投資的経費」とは、道路や建物など形として残るものに使われる経費のことです。一方、支出の効果が短期間で終わり、形として残らないものに使われる経費が「消費的経費」です。

第6表 性質別歳出決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成29(2017)年度				平成28(2016)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 人件費	1,531,566	14.2	△ 9,908	△ 0.6	1,541,474	14.2
2 物件費	1,602,601	14.6	14,638	0.9	1,587,963	14.6
3 維持補修費	46,668	0.3	12,189	35.4	34,479	0.3
4 扶助費	2,064,959	19.1	△ 4,541	△ 0.2	2,069,500	19.1
5 補助費等	1,110,961	14.9	△ 502,164	△ 31.1	1,613,125	14.9
6 普通建設事業費	1,812,310	13.5	342,336	23.3	1,469,974	13.5
(1) 補助事業費	1,089,096	4.5	602,392	123.8	486,704	4.5
(2) 単独事業費	723,214	9.1	△ 260,056	△ 26.4	983,270	9.1
7 災害復旧事業費	5,697	0.2	△ 18,416	△ 76.4	24,113	0.2
8 公債費	810,343	7.2	25,442	3.2	784,901	7.2
9 積立金	2,510,104	1.8	2,310,883	1,160.0	199,221	1.8
10 投資及び出資金	59,527	0.5	5,657	10.5	53,870	0.5
11 繰出金	1,520,572	13.6	40,413	2.7	1,480,159	13.6
合 計	13,075,308	100.0	2,216,529	20.4	10,858,779	100.0
義務的経費(1+4+8)	4,406,868	40.5	10,993	0.3	4,395,875	40.5
任意的経費(2+3+5+6+7+9~11)	8,668,440	59.5	2,205,536	34.1	6,462,904	59.5
消費的経費(1~5)	6,356,755	63.1	△ 489,786	△ 7.2	6,846,541	63.1
投資的経費(6+7)	1,818,007	13.8	323,920	21.7	1,494,087	13.8
その他の経費(8~11)	4,900,546	23.2	2,382,395	94.6	2,518,151	23.2

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

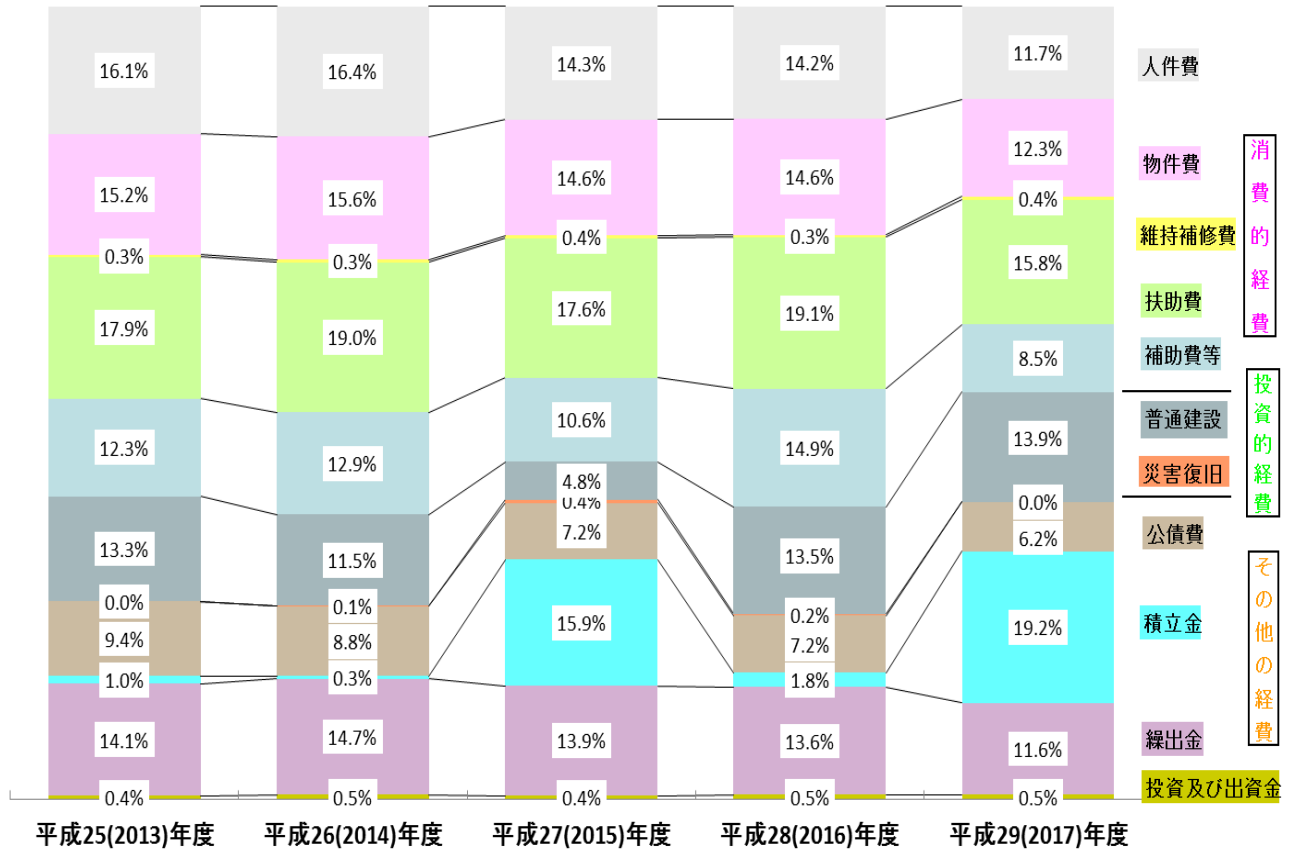
増加額の大きい『積立金』については、前述のとおり町税収入の増収により、その剰余金を基金へ積み増したことによるものです。

『普通建設事業費』のうち『補助事業費』については、小中学校の空調設備整備事業や大山保育所整備事業補助の実施により増加しています。

『普通建設事業費』のうち『単独事業費』については、平成28(2016)年度までの継続事業として実施した上三川小学校体育館新築事業の終了により減額の決算となっています。

平成28(2016)年度に対し『補助費等』が減額していることについては、平成28(2016)年度において町内大企業に対して、確定申告による法人町民税の還付【542,846千円】を行ったことによります。

第6図 性質別歳出構成の推移



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

ことばの意味

- ★物件費・・・公共施設管理のための委託費や消耗品・光熱水費などの事務的な経費。
- ★維持補修費・・・公共施設や公用車等の維持修繕費用。
- ★扶助費・・・児童医療費の助成や高齢者・障がい者の生活支援等。
- ★補助費等・・・各種団体（消防・救急医療・葬祭場・自治会等）への負担金や活動支援等。
- ★普通建設事業費・・・道路や河川、学校などの整備・改修工事費用。
- ★積立金・・・基金への貯金。
- ★繰出金・・・保健医療特別会計や下水道事業特別会計への支出。
- ★投資及び出資金・・・水道事業会計への支出等。

第7表 普通建設事業費目的別内訳

(単位：千円、%)

区 分	平成29(2017)年度				平成28(2016)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 議会費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2 総務費	28,056	1.5	△ 11,579	△ 29.2	39,635	2.7
3 民生費	469,132	25.9	337,066	255.2	132,066	9.0
4 衛生費	24,377	1.3	18,227	296.4	6,150	0.4
5 労働費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6 農林水産業費	87,166	4.8	41,134	89.4	46,032	3.1
7 商工費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8 土木費	525,888	29.0	105,803	25.2	420,085	28.6
(1) 道路橋梁費	238,501	13.2	△ 32,446	△ 12.0	270,947	18.4
(2) 都市計画費	45,414	2.5	17,004	59.9	28,410	1.9
(3) 住宅費	45,861	2.5	45,061	5,632.6	800	0.1
(4) その他	196,112	10.8	76,184	63.5	119,928	8.2
9 消防費	93,070	5.1	△ 49,081	△ 34.5	142,151	9.7
10 教育費	584,621	32.3	△ 99,234	△ 14.5	683,855	46.5
(1) 小学校費	348,320	19.2	△ 305,316	△ 46.7	653,636	44.5
(2) 中学校費	198,553	11.0	174,012	709.1	24,541	1.7
(3) その他	37,748	2.1	32,070	564.8	5,678	0.4
11 諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	1,812,310	100.0	342,336	23.3	1,469,974	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『総務費』については、庁舎耐震補強工事を実施しましたが、庁舎エレベーター改修工事等を実施した前年度に比べ減額となっています。

『民生費』の増額は、前述の高齢者福祉施設整備事業補助及び大山保育所整備事業補助によります。

『土木費』については、桃畑公園トイレ改修工事【45,810千円】及び町営住宅の改修【40,543千円】等の実施により増額となっています。

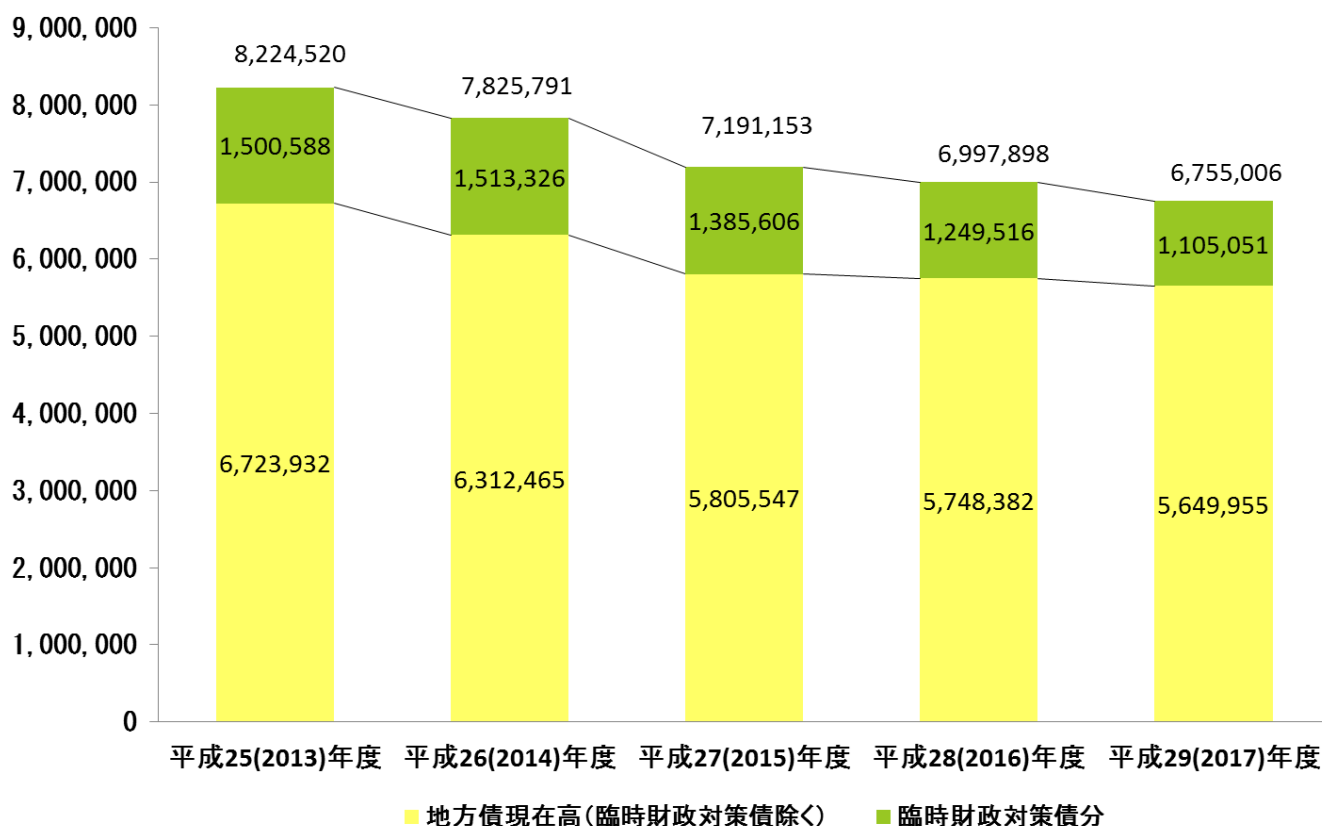
『消防費』における事業としては、平成27(2015)年度から整備を進めていた防災行政無線整備事業が完了しました。

『教育費』について、小中学校の空調設備整備事業により、『中学校費』は増額しておりますが、『小学校費』については平成27(2015)年度からの継続事業として実施した上三川小学校体育館新築事業の終了により前年度比では減額となりました。

4 地方債（借金）の状況

第7図 地方債現在高の推移

（単位：千円）



新規の地方債発行が公債費を下回った【新規借入額 < 借金返済額】ために、平成29（2017）年度においても臨時財政対策債分を含めた『地方債現在高』は減少しました。

上三川いきいきプラザを整備した平成19（2007）年度【9,769,519千円】をピークに、地方債現在高は毎年減少しています。

臨時財政対策債については当初予算で計上されていたものの、地方税の増収により、借入は行いませんでした。最近では平成22（2010）年度【100,000千円】と平成26（2014）年度【138,000千円】に借り入れました。

なお、地方債残高を町民1人あたりに換算すると、215,705円となります。

〔平成30（2018）年3月31日現在人口31,316人〕

ことばの意味

★臨時財政対策債・・・ 地方債は、原則として道路整備や学校整備等の建設事業のために発行されるものですが、臨時財政対策債は地方一般財源の不足に対処するため、建設事業以外の経費にも充てられる特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入れの有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需要額【19ページ参照】に算入することとされています。

第8表 地方債現在高の状況（目的別）

（単位：千円、％）

区 分	平成29(2017)年度				平成28(2016)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 公共事業等債	138,810	2.1	2,649	1.9	136,161	1.9
2 公営住宅建設事業債	11,117	0.2	△ 10,207	△ 47.9	21,324	0.3
3 災害復旧事業債	13,922	0.2	△ 3,464	△ 19.9	17,386	0.2
4 緊急防災・減災事業債	159,964	2.4	△ 214,362	△ 57.3	374,326	5.3
5 全国防災事業債	270,678	4.0	△ 42,417	△ 13.5	313,095	4.5
6 学校教育施設等整備事業債	1,365,593	20.2	246,310	22.0	1,119,283	16.0
7 一般廃棄物処理事業債	22,407	0.3	△ 9,567	△ 29.9	31,974	0.5
8 一般補助施設整備等事業債	484,303	7.2	△ 54,605	△ 10.1	538,908	7.7
9 一般単独事業債	2,708,361	40.1	53,606	2.0	2,654,755	37.9
10 財源対策債	292,439	4.3	△ 21,443	△ 6.8	313,882	4.5
11 臨時財政特例債	0	0.0	△ 781	皆減	781	0.0
12 減税補てん債	182,361	2.7	△ 37,715	△ 17.1	220,076	3.1
13 臨時税収補てん債	0	0.0	△ 6,431	皆減	6,431	0.1
14 臨時財政対策債	1,105,051	16.4	△ 144,465	△ 11.6	1,249,516	17.9
15 県貸付金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	6,755,006	100.0	△ 242,892	△ 3.5	6,997,898	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『公共事業等債』は町道整備事業等、『学校教育施設等整備事業債』は小中学校の空調設備整備、『一般単独事業債』は庁舎耐震補強工事や防災行政無線整備事業の財源として、それぞれ借り入れました。

第9表 地方債現在高の状況（借入先別）

（単位：千円、％）

区 分	平成29(2017)年度				平成28(2016)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 政府資金	2,285,210	33.8	△ 315,333	△ 12.1	2,600,543	37.2
(1) 財政融資資金	2,021,874	29.9	△ 258,173	△ 11.3	2,280,047	32.6
うち旧資金運用部資金	42,631	0.6	△ 37,995	△ 47.1	80,626	1.2
(2) 旧郵政公社資金	263,336	3.9	△ 57,160	△ 17.8	320,496	4.6
うち旧郵便貯金資金	0	0.0	△ 16,074	皆減	16,074	0.2
うち旧簡易生命保険資金	263,336	3.9	△ 41,086	△ 13.5	304,422	4.4
2 地方公共団体金融機構資金	1,149,077	17.0	△ 38,201	△ 3.2	1,187,278	17.0
3 市中銀行	2,963,798	43.9	127,398	4.5	2,836,400	40.5
4 その他の金融機関	321,871	4.8	△ 32,706	△ 9.2	354,577	5.1
5 共済等	35,050	0.5	15,950	83.5	19,100	0.3
合 計	6,755,006	100.0	△ 242,892	△ 3.5	6,997,898	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『財政融資資金』、『地方公共団体金融機構資金』、『市中銀行（民間の銀行）』及び、『共済等』から、新たに借り入れました。

5 債務負担行為の状況

「債務」とは、経費の支出義務のことです。

「債務負担行為」は、将来にわたる債務を負う契約を結ぶことをいいます。予算の内容の一部として、議会の議決によって設定されますが、歳出予算には含まれません。あくまで契約等で発生する債務の負担を設定する行為で、その時点でまだ歳出の予定が確定しているわけではないからです。

第10表 債務負担行為の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成29(2017)年度			平成28(2016)年度	
	次年度以降 支出予定額 (a)	増減額 (a-b)	増減率	次年度以降 支出予定額 (b)	増減額 27年度比
利子補給等に係るもの	15,127	△ 316	△ 2.0	15,443	6,108
農林水産関係に係るもの	15,127	△ 316	△ 2.0	15,443	6,108
商工関係に係るもの	0	0	0.0	0	0
住宅関係に係るもの	0	0	0.0	0	0
その他に係るもの	2,161,083	898,408	71.2	1,262,675	△ 43,472
合 計	2,176,210	898,092	70.3	1,278,118	△ 37,364

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

「その他に係るもの」には、上三川いきいきプラザや図書館、各コミュニティセンターなど町施設の指定管理契約やデマンド交通運行契約などの複数年度契約となるものの支出予定額が計上されています。契約満了の前年度には、新たな契約期間の支出予定額が加算されることになります。

ことばの意味

- ★利子補給・・・ 特定の融資を行った金融機関に対して、借入者の利子負担を軽減するため、その利子の一部に相当する金額を給付すること。当町では農業の発展のため、農業経営基盤の安定や農業者育成に係る資金の借入に対して、この制度を設けています。

6 積立金（貯金）の状況

第11表 積立基金現在高の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成29(2017)年度				平成28(2016)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 財政調整基金	3,068,701	55.0	1,607,460	110.0	1,461,241	47.5
2 減債基金	1,773,167	31.8	700,445	65.3	1,072,722	34.8
3 その他の特定目的基金	738,126	13.2	192,783	35.4	545,343	17.7
合 計	5,579,994	100.0	2,500,688	81.2	3,079,306	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

平成29(2017)年度においては、町税収入増により、剰余金を基金へ積み増したことにより、基金の現在高が増額しました。

『財政調整基金』は、予期しない収入減少や不時の支出増加等に備え、町財政の健全性を維持するための基金で【1,607,460千円】積み立てました。

『減債基金(町債管理基金)』は町債の償還及び町債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたり健全な財政運営を維持するための基金で、【700,445千円】積み立てました。

『その他の特定目的基金』では、公共施設等の計画的な整備、更新、改修、維持修繕、除却等に要する経費の財源に充てるための基金として、公共施設等総合管理基金を設置し【200,000千円】積み立てました。また、町社会福祉協議会事業費補助のため社会福祉基金【9,416千円】を取り崩しました。

その他、各基金で利子分の積立等を行っています。(詳細は「平成29(2017)年度 上三川町の決算」に掲載 <https://www.town.kaminokawa.lg.jp/manage/contents/upload/5bca74b6dc547.pdf>)

基金残高を町民1人当たりに換算すると、176,906円となります。

〔平成30(2018)年3月31日現在人口31,316人〕

ことばの意味

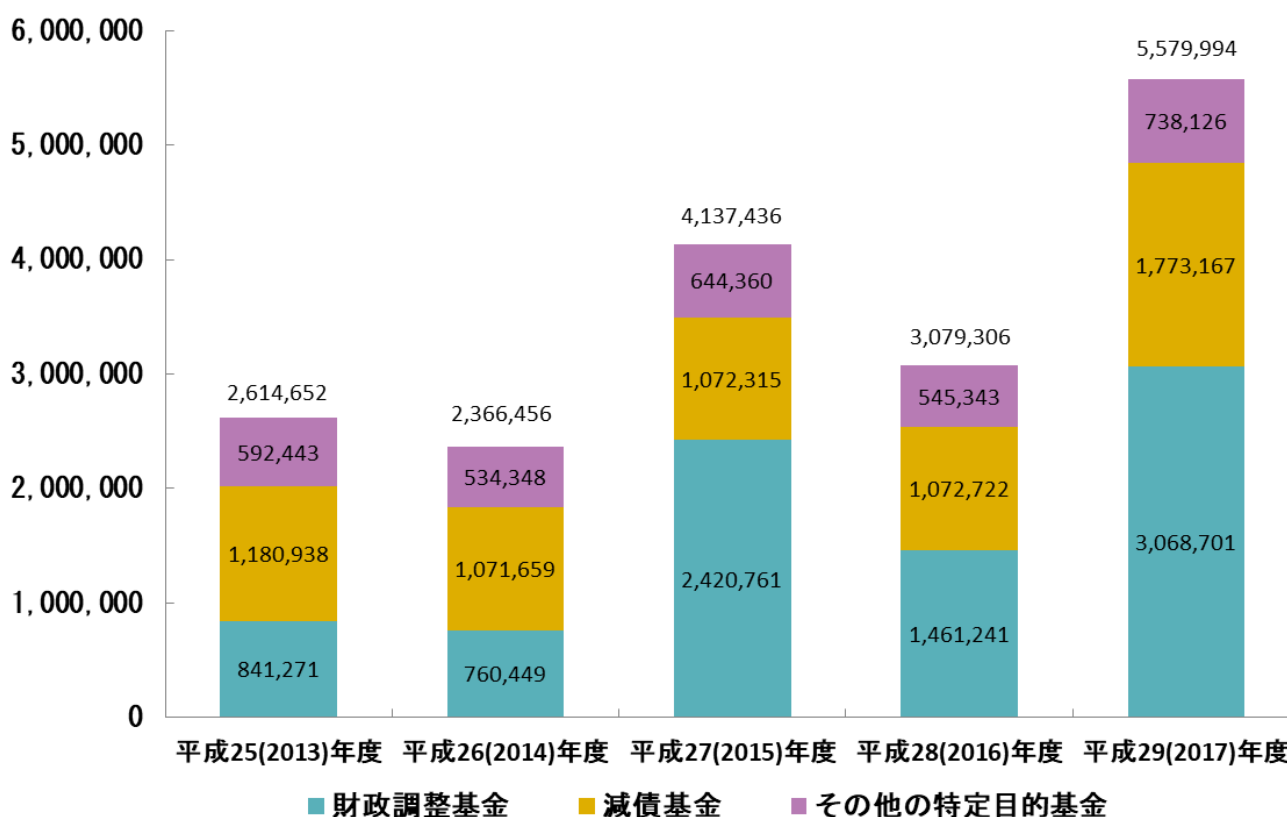
★財政調整基金・・・ 大幅な収入の減少や思わぬ支出に備え、計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のあるときに積み立てておく貯金のことです。

★減債基金・・・ 公債費の償還を計画的に行う目的で積み立てる基金で、当町では町債管理基金という名称です。

★その他の特定目的基金・・・ 当町において該当するものは、町営住宅施設整備基金、義務教育施設整備基金、社会福祉基金、生涯学習センター整備基金及び公共施設等総合管理基金の計5つがあります(※平成29(2017)年度現在)。

第8図 積立金残高の推移

(単位：千円)



『財政調整基金』は、後年度の臨時的事業の実施に備えるために、単年度の（平均的な）町税収入の1割（約6億円）以上を確保することに努めています。平成27（2015）年度及び平成29（2017）年度は、町税の増収分を積み増しています。

平成23（2011）年度からは上三川いきいきプラザ整備事業の起債（借金）の償還費用として、『減債基金（町債管理基金）』を取り崩しています。平成29（2017）年度は、町税の増収分を積み増しています。

『その他の特定目的基金』では、公共施設等総合管理基金の設置及び【200,000千円】の積立てにより増加しました。

予算上の歳入不足分は、『財政調整基金』や『減債基金（町債管理基金）』を取り崩すことで補てんしているため、近年の町税収入の減少は、基金の総残高の減少に大きく関与しています。

7 主な財政指標

(1) 標準財政規模

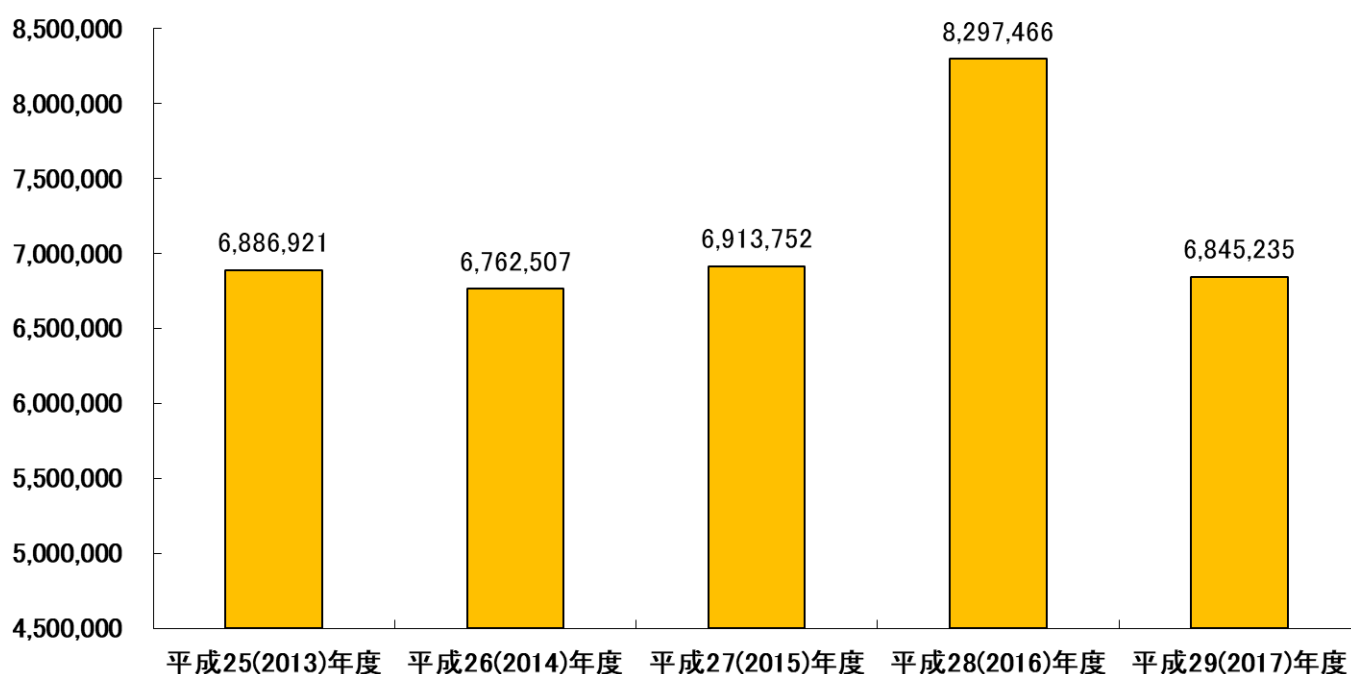
普通交付税を算定する上で算出されるその町の標準的な一般財源の収入見込額のことです。財政を分析する際などに、その町の財政能力とみなされています。

地方公共団体の財政規模を比較するにあたっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれているため、単純に比較するのが難しい状況です。そのため特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経常的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当とされています。

当町では例年、68億円前後の数値で推移していますが、平成28(2016)年度においては、平成27(2015)年度の町税収入が大きく増額となったため、標準財政規模も例年と比較して非常に大きな数値となっています。

第9図 標準財政規模の推移

(単位:千円)

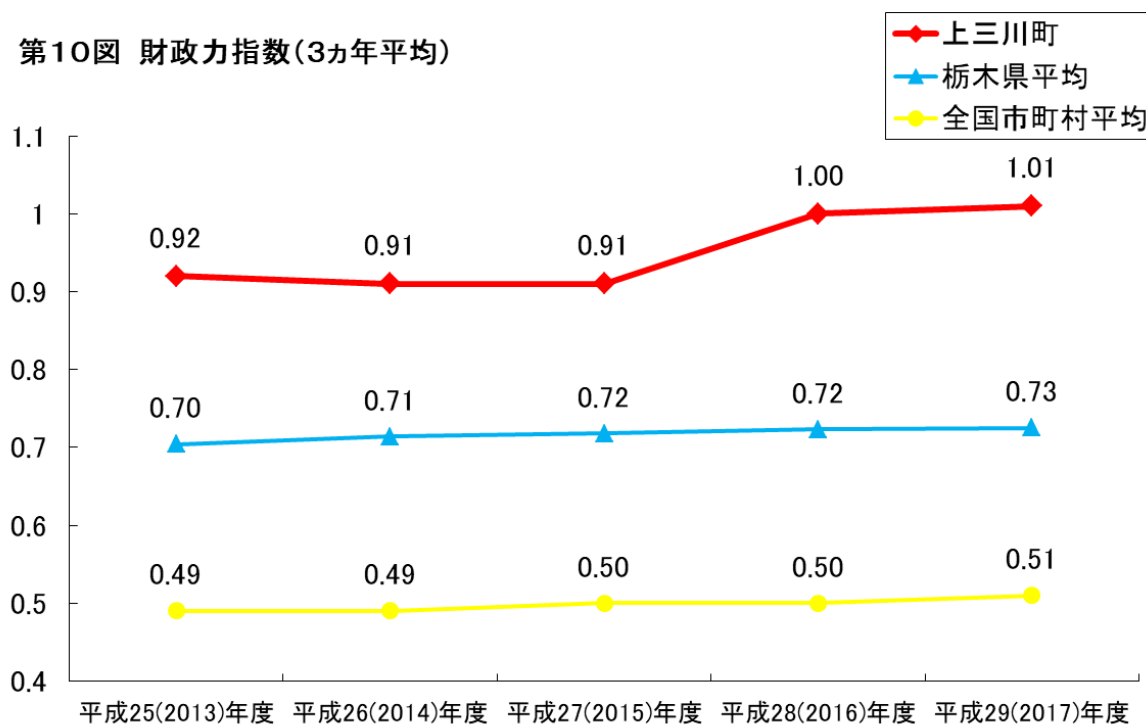


(2) 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3カ年間の平均値です。地方公共団体の財政力を示す指数として使われます。なお、単年度での財政力指数が「1」を超える場合、普通交付税の不交付団体となります。

標準財政規模【18ページ参照】と同様に、平成27(2015)年度の町税増収が平成28(2016)年度以降の財政力指数を押し上げる結果になりました。

第10図 財政力指数(3カ年平均)



第12表 基準財政額の推移

(単位：千円)

	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度
基準財政需要額	4,900,294	4,848,301	5,122,534	5,520,825	5,034,142
基準財政収入額	4,464,072	4,418,319	4,702,359	6,406,244	4,727,412
(3カ年平均)財政力指数	0.914	0.913	0.913	0.996	1.006
(単年度)財政力指数	0.911	0.911	0.918	1.160	0.939

ことばの意味

★基準財政需要額・・・各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算定した額とされています。標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合、又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準に算定された額となります。

★基準財政収入額・・・各地方団体の財政力を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算定した額とされています。具体的には、町の標準的な税収入から一定割合により算定された額となります。

(3) 経常収支比率

町が自由に使える町税などの経常一般財源収入のうち、人件費や扶助費、公債費など避けられない必要な経費が占める割合のことです。数値が低いほど、独自の政策のために使えるお金が多いことを示すとされ、目安として、市町村では75%～80%程度が「適正」とされています。

当町においては経常一般財源収入である町税収入や、普通交付税の交付状況が経常収支比率に大きな影響を与えています。

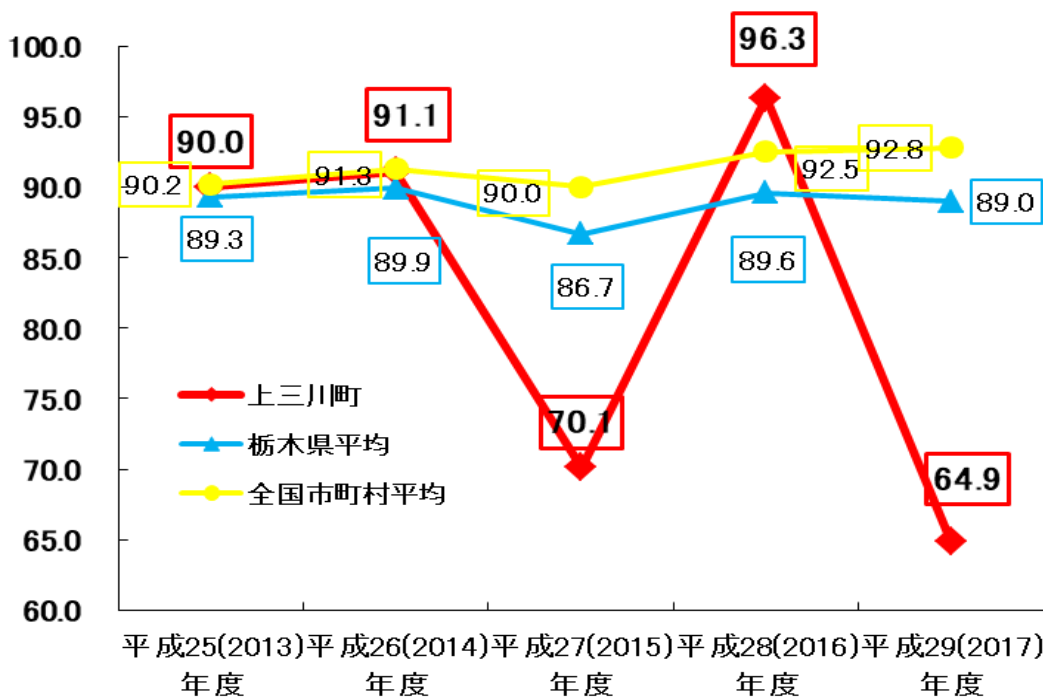
平成27(2015)年度及び29(2017)年度は、経常一般財源収入である町税収入増の影響を大きく受け、全体的に指数が引き下げられています。一方、平成28(2016)年度は、普通交付税が不交付となったこと等により、経常一般財源収入額がきわめて低くなっているため、経常収支比率は96.3%という非常に高い数値となりました。

全体的な傾向として、『公債費分』については平成20(2008)年度より供用開始となった上三川いきいきプラザの建設のための地方債の償還(『公債費分』)により、他市町との比較においては高い水準の指数となっていました。地方債現在高【13ページ参照】の減少に伴い今後改善していくことが見込まれます。

一方、『扶助費分』においては医療費の情勢や障がい者自立支援対策といった社会保障施策にかかる費用支出が年々増加傾向にあることから上昇していくことが予想されます。

第11図 経常収支比率の推移

(単位:%)



					(単位:%)
区分/年度	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度
経常収支比率	90.0	91.1	70.1	96.3	64.9
人件費分	22.1	21.9	16.9	22.3	14.8
扶助費分	7.9	8.5	7.2	10.4	6.9
公債費分	14.0	13.1	9.1	12.2	8.5

(4) 健全化判断比率等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において定められている、『実質赤字比率』、『連結実質赤字比率』、『実質公債費比率』及び『将来負担比率』の4つの財政指標の総称です。これらの指標は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして定められています。

これらの4つの指標には、「早期健全化基準」、「財政再生基準」の2つの基準があり、この基準により「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3段階に区分されます。

また、水道事業、病院事業など公営企業を営んでいる地方公共団体には、これらの指標のほかに『資金不足比率』があります。

第13表 健全化判断比率等

《健全化判断比率》

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3ヶ年平均)	将来負担比率
上三川町	—	—	5.0	—
早期健全化基準	14.10	19.10	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 「健全段階」に該当します。

《資金不足比率》

(単位：%)

	水道事業会計	公共下水道事業 特別会計	農業集落排水事業 特別会計
上三川町	—	—	—
経営健全化基準	20.00		

※ 不足額が生じていないため、「健全段階」に該当します。

ことばの意味

- ★実質赤字比率・・・福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ★連結実質赤字比率・・・全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ★実質公債費比率・・・借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、一般会計等で賄う、資金繰りの程度を示すもの。
- ★将来負担比率・・・地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。
- ★資金不足比率・・・公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。